

「家事」は誰の仕事？

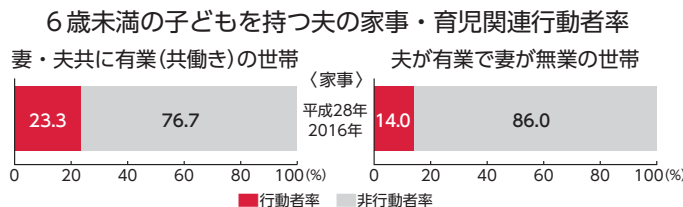
内閣府の男女共同参画白書によると、昭和55年以降、共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回っています。共働き世帯は昭和55年では614万世帯であったのに対し、平成30年には1219万世帯と2倍近くになっています。

専業主婦が多かった時代には家事や育児は主婦である女性が行って当たり前といわれていましたが、最近では男性の意識が変わり、積極的に育児や家事に参加する男性を指す「イクメン」「カジメン」という言葉も生まれています。しかし、令和元年度男女共同参画白書の「6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連行動者率」によると、共働き世帯でも家事を行う夫の割合は20%程度とまだまだ低い値となっています。

共働き世帯のみなさんのご家庭では「家事」はどうされていますか。そもそも「家事」とは何でしょうか。食事の用意、洗濯、掃除から細かな雑用までが「家事」ですが、考えてみるとそれぞれが自分の生活のために

必要なことだと言えます。そう考えると「家事」は家族の誰かが主でやり、他の誰かが手伝うものではなく、家族一人一人が当事者となる仕事ではないでしょうか。自分のことを自分でやるのは当たり前のこと。それを一緒に生活をしている家族が協力してやるのです。そして、誰かが自分のことをやってくれていると思うと「ありがとう」という感謝の気持ちが生まれませんか？

子どもも例外ではありません。子どもはの頃からできる家事を責任を持ってやることによって、「家事」＝「自分の仕事」への意識が変わるのです。誰かにやってもらうことに感謝の気持ちを持てるようになるというですね。



〈他人事じゃない!? 怖〜いトラブル〉

消費生活のお話

生活環境課 (内線172)

まだまだ多い光回線契約のトラブル相談

みなさんは自宅の光回線契約がどの事業者とどんな契約をしているか把握していますか？

現在多く寄せられる光回線契約のトラブルは、自宅に突然掛かってくる勧誘電話をきっかけに安易に契約変更をしまい、請求書が届いてはじめて、契約内容を正確に把握していないことに気付く場合です。

相談の中には、事業者から繰り返し掛かってくる勧誘電話で「料金が安くなる」と言われて契約を乗り換えたつもりでも、前の光回線契約が残ってしまったり、プロバイダの解約をしなかったりするなど、重複した契約となっている場合があります。このような通信契約は、初期契約解除制度によって契約書を受領した日から8日間、契約解除を申し出ることができます。不安な場合は、早めに窓口にご相談ください。

通信契約の変更は、以前の契約の解除が必要な場合が多く、同時に違約金が発生する可能性があります。それを踏まえた上で契約変更について検討しましょう。

**消費生活相談窓口**

場所 市役所1階 生活環境課

日時 月～金曜日・午前9時～午後4時 (予約優先)

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

